

平成30年度 市・県民税 改正ポイント

給与所得控除が見直されました(上限額の引き下げ)

平成30年度(平成29年分)以降の給与所得控除の上限額が引き下げになります。

※(参考) [給与収入 - 給与所得控除額 = 給与所得の額] を算出するときに使用します。

	平成29年度 (平成28年分)	平成30年度 (平成29年分)以後
給与収入	1,200万円超	1,000万円超
給与所得控除額	230万円	220万円

医療費控除は領収書の添付・提示が不要になりました

平成30年度(平成29年分)以降必要となる書類

- 医療費控除の明細書 ※ご自身で事前に作成するものです。国税庁または市ホームページから取得できます。
- 保険者などが発行する医療費通知(医療費のお知らせ) 医療費通知を明細書に添付することで、明細書への記載を一部省略できます。

【注意】

- ・経過措置として、平成32年度(平成31年分)までは明細書の代わりに領収書の提示でも可。
- ・領収書は、申告後に税務署から提出を求められる場合があります。5年間自宅などで保存する必要があります。

医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)が創設されました

下表に記載の一定の取り組みを行う申告者本人が、自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合、1万2千円を超える部分の金額を所得から控除します。なお、本特例の適用を受ける場合、現行の医療費控除の適用は受けられません。

特例の適用期間	平成30～34年度
必要書類	①下記、一定の取り組みを証明する結果通知表(黒塗り、コピー可)予防接種の場合は、領収書(原本)または予防接種済証 ②セルフメディケーション税制の明細書 ※平成32年度までは領収書でも可。
一定の取り組み	特定健康診査(メタボ健診)、定期健康診断(事業主健診)、健康診査(人間ドック)、がん検診、定期予防接種(高齢者の肺炎球菌感染症など)、インフルエンザの予防接種 ※任意に受診した健康診査(全額自己負担)は対象外です。
控除額	(スイッチOTC医薬品の購入費 - 保険金などで補てんされる金額) - 1万2千円 ※限度額8万8千円。

用語解説

特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)

これまで医師の診断と処方箋に基づき使用されていた医療用医薬品が薬局などで購入できるように転用された医薬品のことです。対象商品には、購入の際の領収書などにセルフメディケーション税制の対象商品である旨が表示されています。

具体的な対象商品は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

市・県民税の申告をする際はマイナンバーの記載が必要です

平成29年1月以降、マイナンバーの記載、本人確認書類(マイナンバー確認書類、身元確認書類)が必要です。

【本人確認書類について】

- マイナンバーカードがあれば、1枚で本人確認が可能です。
- マイナンバーカードをお持ちでない方は、下記の書類が必要です。

(マイナンバー確認書類)	(身元確認書類)
通知カード	運転免許証、パスポート、障害者手帳、健康保険証、年金手帳などのうちいずれか1点

■親族などが申告する場合は、申告者本人のマイナンバーカード(表面・裏面)または通知カードのいずれかのコピーが必要です。

※通知カードの場合は、上記の身元確認書類のコピーも併せてお持ちください。

■扶養控除(16歳未満の扶養親族を含む)、配偶者控除、配偶者特別控除、専従者控除を申告する方は、扶養親族、配偶者、専従者のマイナンバーカードまたは通知カードが必要です。

5. 申告時期に多いご質問と回答

	ご質問	回答
1	市・県民税の申告をしないと、どうなりますか？	提出していただく申告書は、市・県民税、国民健康保険税、介護保険料などの算定の基礎資料になります。申告書の提出がないと各種控除が受けられず、これらの税額や保険料の額が高くなってしまったり、所得証明書などが取得できなくなります。
2	所得税の確定申告(還付申告)を行いたいのですが、どこの申告会場に行けばよいですか？	所得税の確定申告は税務署が開設する会場で行いますが、平成29年中の収入が給与収入または公的年金収入のみで、扶養人数の変更や医療費控除などの追加で所得税の還付を受ける方は、市の申告会場でも確定申告(還付申告)ができます。ただし、雑損控除や住宅借入金等特別控除がある方は税務署の会場での申告となりますので、ご注意ください。
3	公的年金収入が400万円以下ですが市・県民税の申告は必要ですか？ 税務署で申告は不要と言われました。	所得税の還付を受けるための確定申告(還付申告)をする方、または公的年金以外の所得(営業、農業、不動産、給与、一時所得など)の合計が20万円を超え所得税を追加納付する方を除き、確定申告は不要です。ただし、下記に該当する方は確定申告が不要な方であっても市・県民税申告が必要です。 ①公的年金以外に20万円以下の所得がある方 ②公的年金支払者に報告した扶養人数などを変更したい方 ③源泉徴収票に含まれていない控除(社会保険料、医療費、生命保険料、地震保険料など)を追加したい方
4	収入が無い場合でも、市・県民税の申告は必要ですか？	収入が無い場合でも申告が必要です。市・県民税(簡易)申告書を提出してください。申告書を送付しますので市民課まで連絡してください。ただし、配偶者控除、扶養控除の適用によりご自身が扶養されている方は申告不要です(扶養する方が福島市外に居住している場合は申告が必要です)。
5	遺族・障害年金、雇用(失業)保険、傷病手当のみを受給していますが申告は必要ですか？	遺族・障害年金、雇用(失業)保険、傷病手当のみを受給している方も市・県民税の申告が必要です。これらの収入は税額計算上の課税になる収入とは見なされませんが、上記4の収入が無い方の場合と同様に市・県民税の申告が必要になります。
6	少額のパート、アルバイトの収入のみですが、市・県民税の申告は必要ですか？(学生の方を含む)	勤務先から市に給与支払報告書が提出されている場合は申告は不要です。提出されていない場合は市・県民税の申告が必要です。提出されているかどうかは勤務先にお問い合わせください。
7	市・県民税申告案内書が来ないときは、申告しなくてもよいのですか？	案内書が届かなくても市・県民税の申告が必要な場合があります。申告が必要かどうかはP6の1の確認表で確認してください。なお、これまで申告案内書が送付されていた方でも、昨年に確定申告をされた方には申告案内書を送付していません。
8	医療費控除は医療費が10万円以上かかっていないと控除対象になりませんか？	医療費の合計(※) - [(総所得金額等 × 5%) または (10万円) の少ない方] の金額が医療費控除額になりますので、10万円以下でも該当する場合があります。また、医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用を受ける方は、スイッチOTC医薬品の購入費の合計(※)が1万2千円を超えた場合、控除対象となります(P9参照)。※保険金などで補てんされた金額を差し引いた後の金額。

6. 確定申告会場・相談会

◇確定申告書作成会場のお知らせ◇

- ところ/ウィル福島アクティおろしまち(鎌田字卸町10-1)
- 期 間/2月16日(金)～3月15日(木)(土・日曜日を除く)
※2月18日(日)、25日(日)は開設します。
- 時 間/午前9時30分～午後4時
※申告書作成会場は大変混雑します。開設時間内に申告書を作成できるよう、午後3時前に来場するようご協力をお願いします。申告書作成会場の混雑状況によっては、早めに相談受け付けを終了する場合があります。
- 問/福島税務署 ☎534-3121(代表)
※確定申告に関する相談は「電話相談センター」でお答えしますので、音声案内に従い「0」番を、税務署にご用の方は、「2」番を選択してください。

◆税理士会による確定申告と税の無料相談会◆

確定申告、市・県民税、その他税金に関することをご相談ください。はんこや各種証明書などの必要書類をお持ちください。

- ①と き/2月16日(金)～3月12日(月)
(2月23日、土・日曜日を除く)
午前9時30分～午後4時
- ところ/福島税務相談所(森合町14-29)
- ②と き/2月23日(金)・24日(土)
午前10時～午後4時
- ところ/ユニックスビル8階
(福島駅東口バス乗降場向かい)
- ③と き/2月23日(金)午前10時～午後4時
- ところ/サンライフ福島
(北矢野目字榎ノ腰6-16)
- 問/東北税理士会福島支部
☎534-3907